

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例(平成27年6月5日京都市条例第 6 号)
(教育委員会事務局指導部新工業高校開設準備室)

- 1 工業に関する学科における教育の充実を図るため、次のとおり京都市立京都工学院高等学校を設置することとしました。

名 称	位 置
京都市立京都工学院高等学校	京都市伏見区深草西出山町23番地

- 2 京都市立洛陽工業高等学校を廃止することとしました。

この条例は、1及び2についてそれぞれ、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年6月5日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 6 号

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例

京都市立高等学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

京都市立洛陽工業高等 学校	京都市南区唐橋大宮尻町22番地
------------------	-----------------

」

を削り、

「

京都市立京都堀川音楽 高等学校	京都市中京区油小路通御池押油小路町238番地の1
--------------------	--------------------------

」

を

「

京都市立京都堀川音楽 高等学校	京都市中京区油小路通御池押油小路町238番地の1
京都市立京都工学院高 等学校	京都市伏見区深草西出山町23番地

」

に改める。

附 則

この条例は、各高等学校に関する部分につき市規則で定める日から施行する。

(教育委員会事務局指導部新工業高校開設準備室)